

平成27年度行政事業レビューシート (

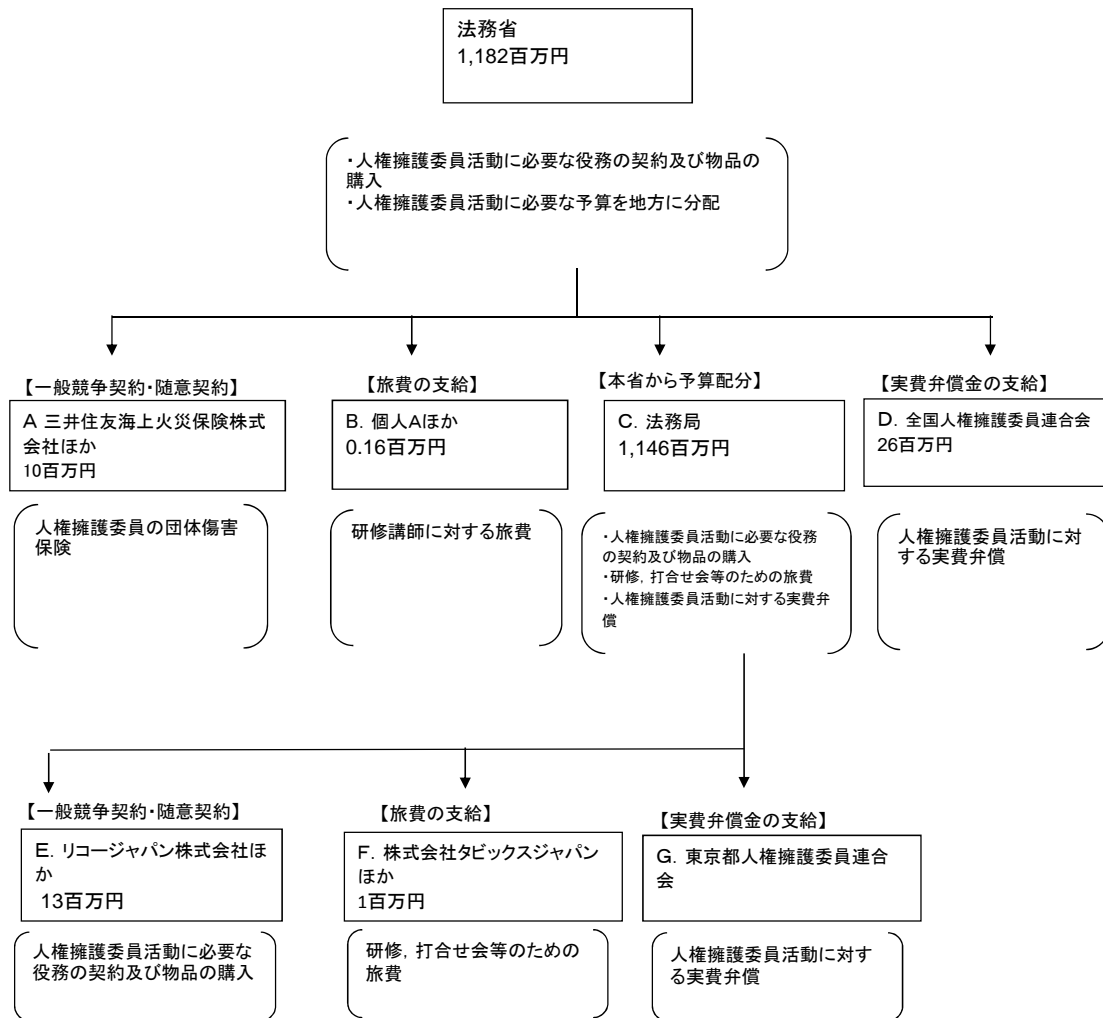
法務省)

<b>事業名</b>	人権擁護委員活動の実施			<b>担当部局庁</b>	人権擁護局			<b>作成責任者</b>
<b>事業開始年度</b>	昭和23年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	総務課			総務課長 山本 真千子
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	人権の擁護 Ⅲ-10-(1)人権の擁護			
<b>根拠法令 (具体的な 条項も記載)</b>	人権擁護委員法 法務省設置法第4条第28号			<b>関係する計画、 通知等</b>				
<b>主要政策・施策</b>	子ども・若者育成支援、自殺対策、障害者施策、男女共同参画、犯罪被害者等施策、IT戦略			<b>主要経費</b>	その他の事項経費			
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	日本国憲法の理念である「すべての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としている。							
<b>事業概要 (5行程度以内。 別添可)</b>	<p>①人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権思想の普及・高揚を図ることが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な役割を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、民間人の視点に立って、地域に根ざした身近な人権擁護活動を展開し、人権啓発活動、人権相談、人権侵害の被害者の救済を行っている。</p> <p>②人権擁護委員の活動をより実効的なものとするため、委員制度や委員の役割等について広報活動を実施する。</p>							
<b>実施方法</b>	直接実施、委託・請負							
<b>予算額・ 執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	1,061	1,140	1,187	1,269		
		前年度から繰越し	0	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0		
		予備費等	0	0	0	0		
		計	1,061	1,140	1,187	1,269	0	
	執行額	1,059	1,139	1,182				
	執行率(%)	100%	100%	100%				
<b>成果目標及び 成果実績 (アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度
		成果実績			-	-	-	
		目標値			-	-	-	-
		達成度	%		-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								<input type="checkbox"/> チェック
<b>定量的な成果目標 が設定できない 理由及び定 性的な成果目 標</b>	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績				
	人権擁護委員は、自由人権思想の普及高揚を図るため、人権啓発や人権相談など各種人権擁護委員活動を実施しているところ、当該活動を実施することにより、国民の人権に対する理解の度合いが深まったか否か、相談者の問題が適切に解決されたか否か等については、様々な角度から分析・評価する必要があるため、定量的な成果目標を設定することは困難である。			人権擁護委員は、それぞれの地域社会において人権啓発や人権相談など各種人権擁護委員活動に積極的に従事し、基本的人権の擁護及び自由人権思想の普及高揚を図る。各種人権擁護委員活動を積極的に実施することにより、人権擁護委員の存在が国民に認知されていくところ、平成24年度から平成26年度における人権擁護委員の認知度は、増加傾向にあり、また、人権相談事件取扱件数は、依然として高い水準にあることから、目標は達成できていると考える。				
<b>事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績</b>	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度
	人権擁護委員活動の充実	人権相談事件取扱件数 (暦年集計による数値)	実績	件	155,178	146,709	144,527	
			目標値		-	-	-	-
達成度	%			-	-	-		
<b>事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績</b>	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	平成27年度における人権 擁護委員の認知度を 31.6%以上とする。	人権擁護委員の認知度	実績	%	25.6	27.7	31.6	
			目標値		-	25.6	27.7	31.6
達成度	%			-	-	-		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	活動実績	当初見込み					
人権擁護委員制度周知用ポスター作成数	活動実績	枚	64,220	64,190	64,470		
	当初見込み		-	-	-		64,000
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	人権擁護委員制度周知用パンフレット作成数	活動実績	枚	60,000	90,000	100,000	
当初見込み			-	-	-		75,000
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	人権啓発活動従事回数	活動実績	回	239,623	244,362	183,976	
当初見込み			-	-	-		-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設か所	活動実績	か所	2,672	2,590	2,631	
当初見込み			-	-	-		-
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	執行額/(人権啓発活動従事回数+人権相談事件取扱件数)		単位当たり コスト	2,708	2,913	3,599	
			計算式	/	1,069百万円 /394,801	1,139百万円 /391,071	1,182.2百万円 /328,503
平成 27・ 28 年度 予算 内訳 (単位: 百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由			
	人権擁護業務庁費	111					
	人権擁護業務旅費	2					
	人権擁護委員実費弁償金	1,156					
計	1,269	0					

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	憲法で保障されている国民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることは、広く国民のニーズがあり、優先度の高い事業となっている。 基本的な人権の擁護及び自由人権思想の普及高揚は、国の重要な責務であり、人権擁護委員制度は、その実現のために設けられた国独自の制度であるから、国費を投入し、事業目的を達成する必要があると考えている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	契約案件は、基本的に競争契約としている。 費目・使途は、人権擁護委員の活動として、あるいは、人権擁護委員の活動に供するものとして、真に必要なものに限定されていると考えている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-	人権擁護委員は、市町村長が推薦する、「人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある」人材であることから、同委員による地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動は効果的であると考えている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、法務大臣の指揮監督を受けて、人権啓発活動や人権相談活動等の職務を行っている。当該職務は、その性質・内容からして国の行う人権擁護事務を補完するものであり、他府省と適正な役割分担の下、遂行されている。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	人権擁護委員の活動として、あるいは、人権擁護委員の活動に供するものとして、実費を弁償するなどしている。その執行に当たっては、活動実績を踏まえた予算配分を行うなど、適正な執行が行われたものとする。			
	改善の方向性	実費の弁償等に当たっては、活動実績を踏まえつつ、引き続き適正な執行に努める。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	0058	平成23年度	0054	平成24年度	0059-1,0059-2
平成25年度	0064	平成26年度	0054		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.三井住友海上火災保険株式会社			E.リコージャパン株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	人権擁護委員の団体傷害保険	3	雑役務費	コピー機保守料	2
計		3	計		2
B.個人A			F.株式会社タビックスジャパン		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	研修講師出席旅費	0.1	旅費	人権擁護委員活動に必要な旅費	0.8
計		0.1	計		0.8
C.法務局			G.東京都人権擁護委員連合会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
予算配分	東京法務局	48	人権擁護委員 実費弁償金	人権啓発物品購入	5
計		48	計		5
D.全国人権擁護委員連合会			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人権擁護委員 実費弁償金	執務参考資料の購入・発送に要した経費	25			
計		25	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井住友海上火災保険株式会社	人権擁護委員団体傷害保険	3	1	94.4%
2	株式会社アイネット	人権擁護委員制度周知用リーフレット等の印刷	2	12	68.2%
3	株式会社ケー・デー・シー	人権擁護委員管理システム運用保守	2	2	77.4%
4	株式会社スリーエー工房	人権擁護委員指導者養成研修DVDの複製作業等	0.7	随意契約	-
5	株式会社スリーエー工房	人権擁護委員指導者養成研修DVDの複製作業等	0.6	随意契約	-
6	公益財団法人日本消防協会	人権擁護委員指導者養成研修会場借料	0.6	随意契約	-
7	アテネ株式会社	表彰状筆耕作業	0.2	2	87.8%
8	アテネ株式会社	表彰状筆耕作業	0.1	2	87.8%
9	朝日梱包株式会社	発送料	0.1	2	91.1%
10	株式会社東京書技房	事務用消耗品購入費	0	随意契約	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	研修講師に対する旅費支給	0.1	-	-
2	個人B	研修講師に対する旅費支給	0	-	-
3	個人C	研修講師に対する旅費支給	0	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京法務局	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	48	-	-
2	大分地方法務局	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	42	-	-
3	津地方法務局	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	40	-	-
4	新潟地方法務局	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	39	-	-
5	大阪法務局	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	38	-	-
6	神戸地方法務局	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	38	-	-
7	名古屋法務局	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	38	-	-
8	水戸地方法務局	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	37	-	-
9	札幌法務局	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	35	-	-
10	広島法務局	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	34	-	-

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国人権擁護委員連合会	人権擁護委員資料発送費	25	-	-
2	個人A	常駐委員に係る常駐経費	1	-	-

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	リコージャパン株式会社	コピー機保守料	2	4	89.5%
2	新日本法規出版株式会社	書籍等購入費	0.8	随意契約	-
3	株式会社ディエスジャパン	事務用消耗品等購入	0.5	4	94.6%
4	富士ゼロックス株式会社	コピー機保守料	0.5	4	27.9%
5	株式会社東洋ノーリツ	事務用消耗品等購入	0.4	3	95%
6	株式会社二宮総行	事務用消耗品等購入	0.3	2	98.4%
7	株式会社灘印刷	チラシ等印刷	0.1	随意契約	-

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社タビックスジャパン	人権事務指導等に必要旅費	0.1	随意契約	-
2	西鉄旅行株式会社	人権事務指導等に必要旅費	0.1	随意契約	-
3	ラド観光九州株式会社	人権事務指導等に必要旅費	0	随意契約	-
4	株式会社中央ツーリスト	人権事務指導等に必要旅費	0	随意契約	-
5	四国旅客鉄道株式会社	人権事務指導等に必要旅費	0	随意契約	-
6	ニューワールドツーリスト中国観光株式会社	人権事務指導等に必要旅費	0	随意契約	-
7	トップツアー株式会社	人権事務指導等に必要旅費	0	随意契約	-
8	個人A	人権事務指導等に必要旅費	0	-	-
9	個人B	人権事務指導等に必要旅費	0	-	-
10	個人C	人権事務指導等に必要旅費	0	-	-

G

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都人権擁護委員連合会	人権啓発物品購入費実費弁償	5	-	-
2	宮城県人権擁護委員連合会	人権啓発物品購入費実費弁償	4	-	-
3	大阪府人権擁護委員連合会	人権啓発物品購入費実費弁償	4	-	-
4	神奈川県人権擁護委員連合会	人権啓発物品購入費実費弁償	4	-	-
5	鹿児島県人権擁護委員連合会	人権啓発物品購入費実費弁償	4	-	-
6	静岡県人権擁護委員連合会	人権啓発物品購入費実費弁償	4	-	-
7	札幌人権擁護委員連合会	人権啓発物品購入費実費弁償	3	-	-
8	埼玉県人権擁護委員連合会	人権啓発物品購入費実費弁償	3	-	-
9	和歌山県人権擁護委員連合会	人権啓発物品購入費実費弁償	3	-	-
10	新潟県人権擁護委員連合会	人権啓発物品購入費実費弁償	3	-	-
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		